

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2025.8.23

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 本ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。購入の申込みを行う投資者は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	Aコース あり(部分ヘッジ) Bコース なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA向け)およびゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA向け)(以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月22日に関東財務局長に提出しており、2025年8月23日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)。
- 本書においてゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA向け)を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA向け)を「Bコース」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日: 1996年2月6日 / 資本金: 4億9,000万円(2025年8月22日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 6兆9,094億円(2025年5月末現在)

グループ資産残高(グローバル): 2兆8,196億米ドル(2024年12月末現在)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

## ファンドの目的

日本を含む世界各国の債券への分散投資を通じて、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
- 2 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う(為替変動リスクを低減する)コース(Aコース)と、為替ヘッジを行わないコース(Bコース)があります。
- 3 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

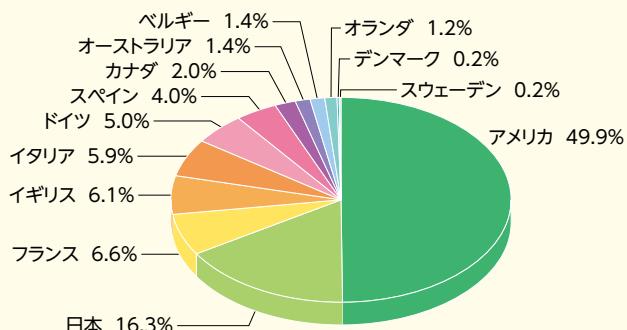
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドならびに世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンドおよび世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド(以下両マザーファンドを総称して「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

### ファンドのベンチマーク

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することをめざします。

#### ベンチマークの国別構成比(2025年5月末現在)



- Aコース・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)

- Bコース・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)

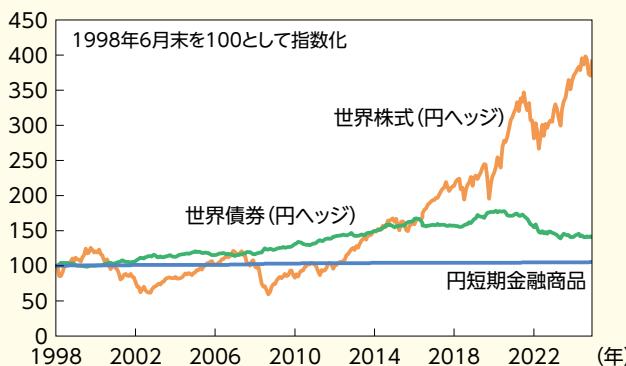
ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指標です。

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)」および「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)」とは別のファンドであり、決算頻度が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

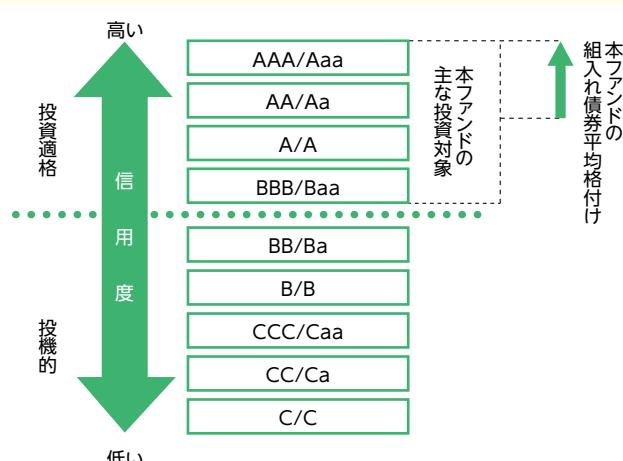
## なぜ世界債券投資なのでしょうか

## 各資産クラスに投資した場合の値動きの推移



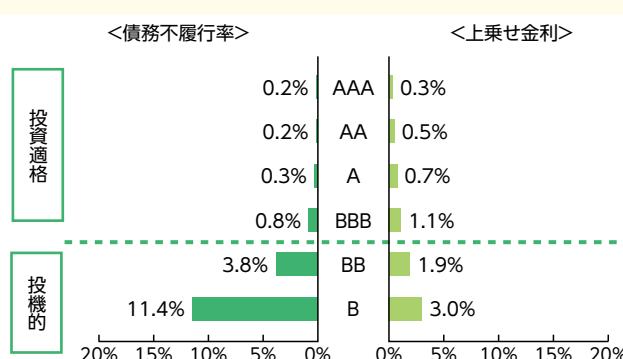
## 高格付け債券への投資

## 投資対象債券の信用格付けの位置付け



格付けが公表されていない債券の場合は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

## 米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差



上記は過去のデータであり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差(スプレッド)を保証するものではありません。

債券への投資は、短期金融商品(預貯金等)を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりのリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなります。

期間：1998年6月末～2025年5月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCIのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界株式：MSCIワールド・インデックス(円ヘッジ)、世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)、円短期金融商品：日本円1カ月TIBOR

左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。左記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

Aコースの場合は、為替ヘッジを行なう一方でアクティブ通貨運用を行なうため一定の為替変動リスクを伴いますので、左記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご留意ください。

投資する債券の格付けについては組入れ時ににおいてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含みます。)相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含みます。)相当以上に維持するように運用します。

投資対象債券の格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化をめざします。

## ポイント

●債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。

●格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

社債市場では、信用力の高い(格付けが高い)銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

## &lt;債務不履行率&gt;

期間：1981年～2024年 出所：S&P

1981年～2024年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前(各年1月1日時点)の格付けを参照。(2024年12月末現在)

## &lt;上乗せ金利&gt;

2025年5月末現在 出所：ブルームバーグ

## Aコース(限定為替ヘッジ)の特徴

### 高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。また、さまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

### 為替変動リスクのヘッジ(低減)

外貨建資産に対して為替ヘッジを行うため、為替変動リスクが低減されます。\*

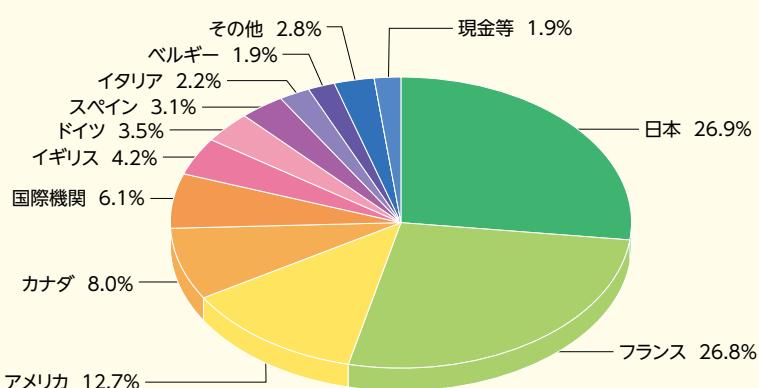
為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

\*Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクを伴います。

日本円の短期金利が現地通貨の短期金利より低い場合、その金利差相当分がヘッジ・コストの目安となります。

### Aコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。

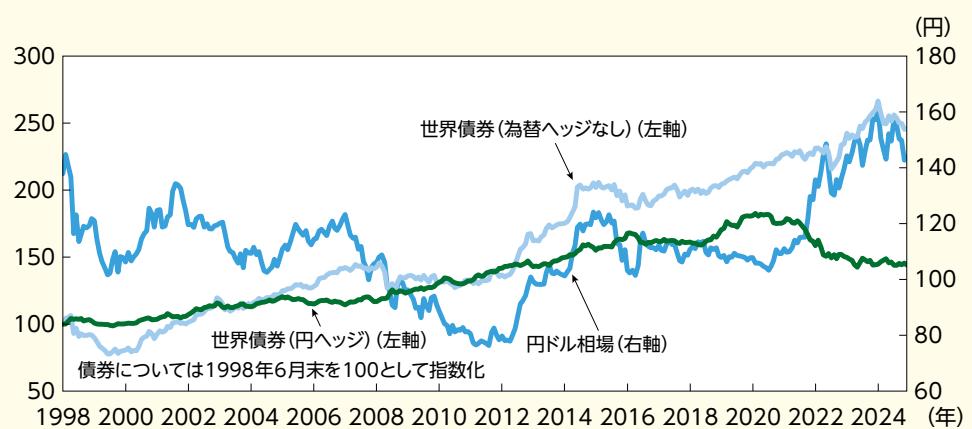


2025年5月末現在

上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

### 世界債券(円ヘッジ)の値動きの推移と円ドル相場

為替ヘッジを行うことで、為替相場変動の影響の低減が期待できます。



期間：1998年6月末～2025年5月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界債券(円ヘッジ)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)

世界債券(為替ヘッジなし)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。

本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

## Bコース(為替ヘッジなし)の特徴

### 高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。また、さまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

### 為替変動リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

### 海外の好金利

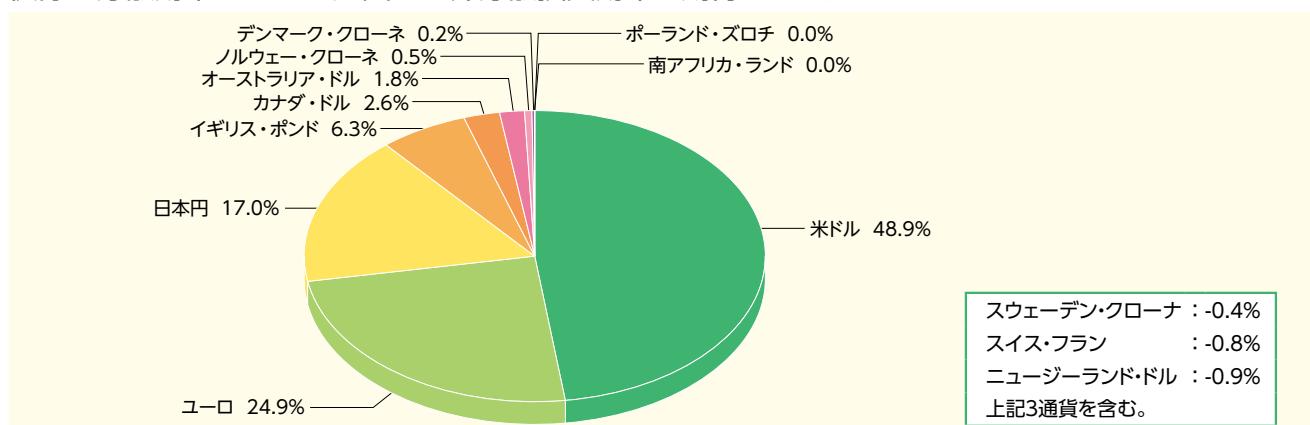
海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

### 世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

## Bコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

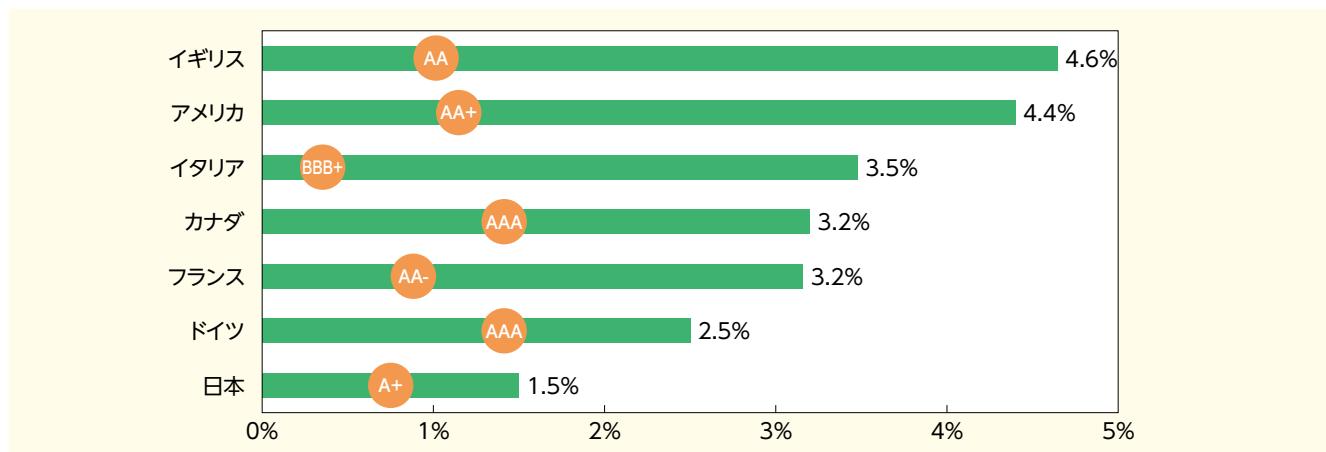


2025年5月末現在

上記はマザーファンドの数値です。

### 先進7カ国の10年国債利回りと格付け

外国債券の利回りは、日本国債と比較して相対的に高い水準にあります。



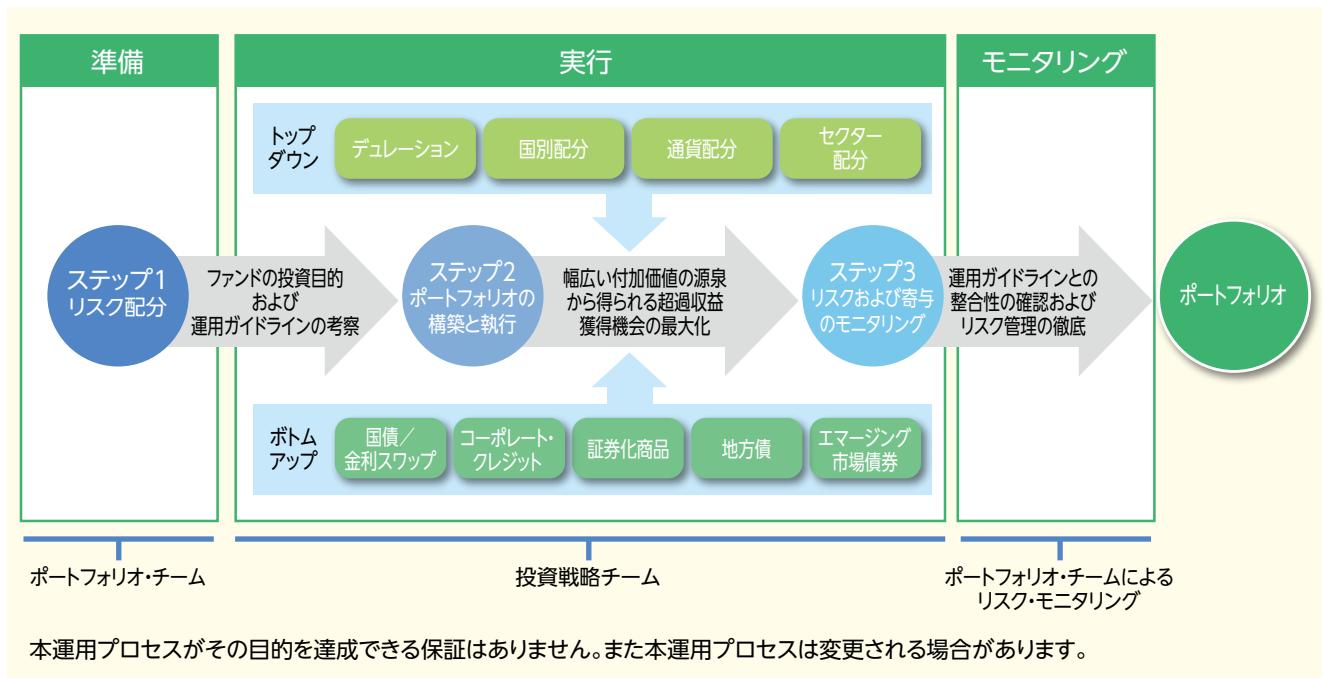
2025年5月末現在

出所：ブルームバーグ、S&P(格付けは自国通貨建て長期債務)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご留意ください。  
上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

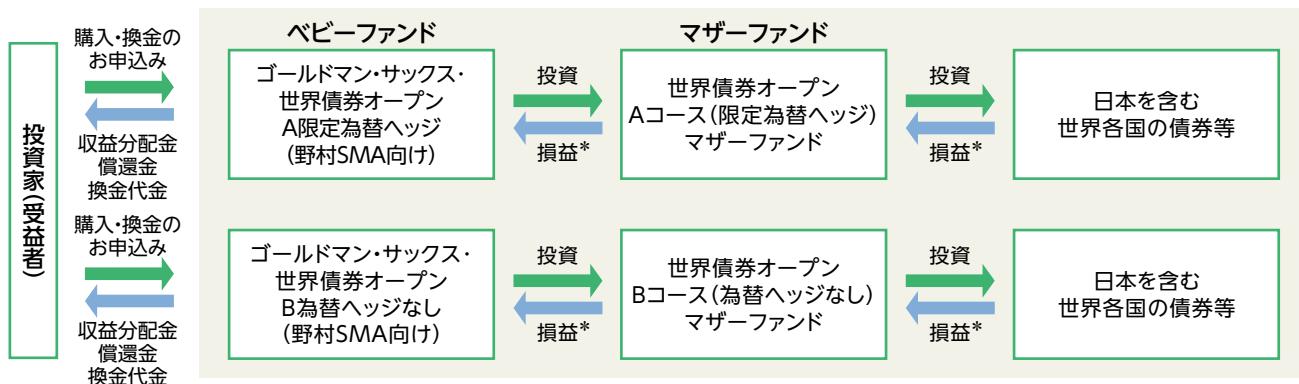
## ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが主に運用を担当しております。



## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

- 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年6月7日および12月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

## 収益分配金に関する留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

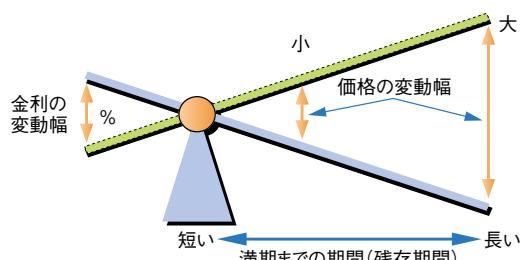
### 主な変動要因



#### 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

#### 金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。



#### 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。



#### 為替変動リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。



期間：1999年1月末～2025年5月末

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

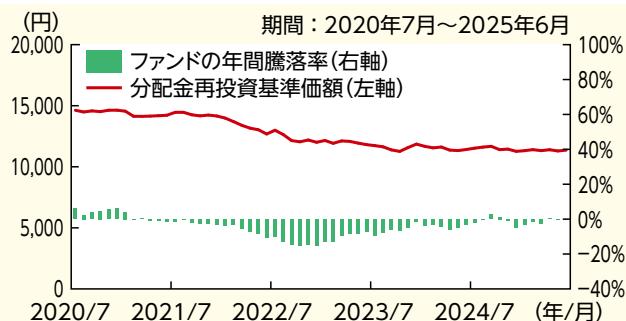
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### Aコース

#### 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

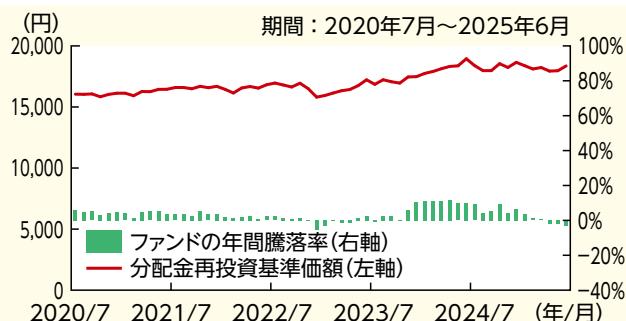


#### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### Bコース

#### 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

#### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□ 東証株価指数(TOPIX)の指標値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□ MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIイングに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関するその他の権利（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限られません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□ NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。□ FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

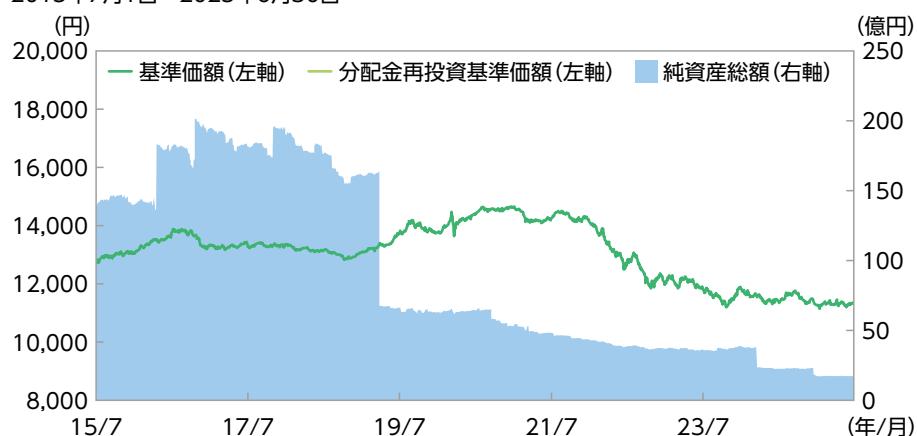
最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年6月30日現在

## Aコース

## 基準価額・純資産の推移

2015年7月1日～2025年6月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/6/7	23/12/7	24/6/7	24/12/9	25/6/9	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

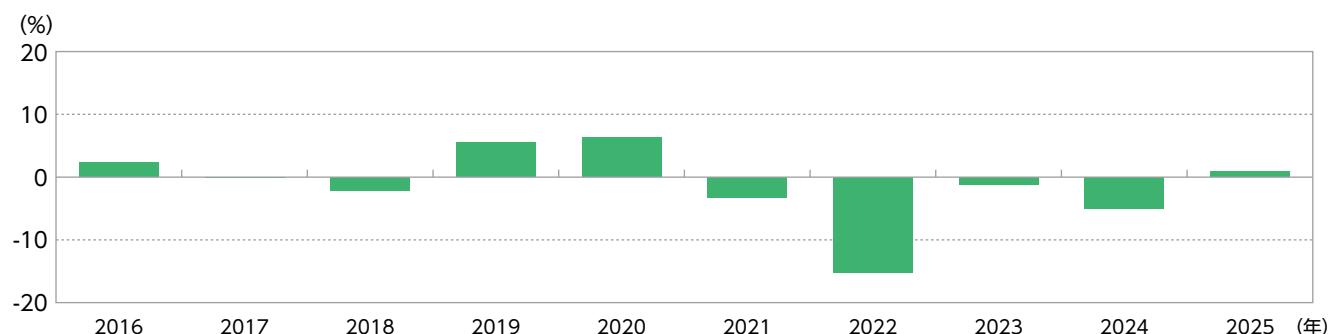
## 主要な資産の状況

	銘柄名	償還日	格付け <sup>(注)</sup>	クーポン	比率
1	ノルウェー国債	2027/ 2 /17	AAA/Aaa	1.750%	14.1%
2	スウェーデン国債	2028/ 5 /12	AAA/Aaa	0.750%	8.4%
3	カナダ国債	2029/ 6 / 1	AAA/Aaa	2.250%	4.2%
4	第1309回国庫短期証券	2025/ 9 / 1	A+/A1	0.000%	4.0%
5	ドイツ国債	2026/ 3 /19	AAA/Aaa	2.500%	3.6%
6	アメリカ国債	2025/ 9 /11	AA+/Aa1	0.000%	3.3%
7	第169回利付国債(5年)	2029/ 3 /20	A+/A1	0.500%	3.1%
8	欧州連合	2029/12/ 4	AA+/Aaa	1.625%	3.0%
9	第182回利付国債(20年)	2042/ 9 /20	A+/A1	1.100%	2.9%
10	第375回利付国債(10年)	2034/ 6 /20	A+/A1	1.100%	2.9%

(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

## 年間收益率の推移



- 本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率を表示しています。

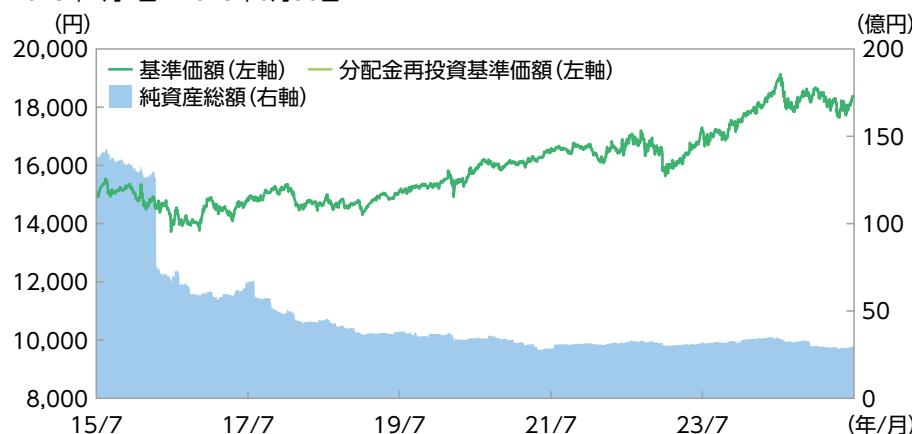
最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年6月30日現在

## Bコース

## 基準価額・純資産の推移

2015年7月1日～2025年6月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/6/7	23/12/7	24/6/7	24/12/9	25/6/9	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

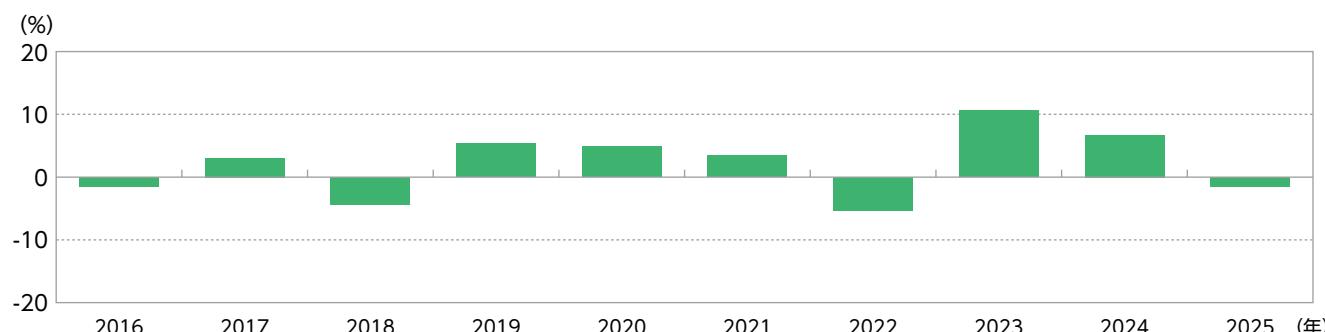
## 主要な資産の状況

	銘柄名	償還日	格付け <sup>(注)</sup>	クーポン	比率
1	ノルウェー国債	2027/2/17	AAA/Aaa	1.750%	14.1%
2	オランダ国債	2025/7/15	AAA/Aaa	0.250%	9.2%
3	スウェーデン国債	2028/5/12	AAA/Aaa	0.750%	8.4%
4	第1302回国庫短期証券	2025/7/28	A+/A1	0.000%	4.0%
5	第1309回国庫短期証券	2025/9/1	A+/A1	0.000%	4.0%
6	第182回利付国債(20年)	2042/9/20	A+/A1	1.100%	3.2%
7	第169回利付国債(5年)	2029/3/20	A+/A1	0.500%	2.8%
8	欧州連合	2029/12/4	AA+/Aaa	1.625%	2.8%
9	フランス国債	2028/2/25	AA-/Aa3	0.750%	2.2%
10	アメリカ国債	2041/5/15	AA+/Aa1	2.250%	2.0%

(注)上記格付けは、S&amp;P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

## 年間收益率の推移



- 本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率を表示しています。

## お申込みメモ

本ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約\*に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。購入の申込みを行う投資者は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

\*当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

購入時	購 入 单 位	1万円以上1円単位 ※ただし、別途購入に係る契約を結ばれている場合は、当該契約によります。
	購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購 入 代 金	原則として購入申込日から起算して5営業日目までにお支払ください。
換金時	換 金 单 位	1口単位
	換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いたします。
申込について	購 入・換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2025年8月23日から2026年2月27日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金は制限を設ける場合があります。
	購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
その他	信 託 期 間	原則として無期限(設定日:2005年9月30日)
	繰 上 償 還	AコースおよびBコースそれぞれの受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決 算 日	毎年6月7日および12月7日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。 ※本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。
	信託金の限度額	AコースおよびBコースそれぞれ3,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	なし
換金時	信託財産留保額	なし

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	年率0.55%(税抜0.5%)	
		内訳		
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	委託会社 支払先の配分および役務の内容	年率0.44%(税抜0.4%)	
		販売会社	年率0.055%(税抜0.05%)	
		受託会社	年率0.055%(税抜0.05%)	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
信託事務の諸費用		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
随 時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2025年8月22日現在のものです。

税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
Aコース	0.59%	0.54%	0.05%
Bコース	0.58%	0.54%	0.04%

- 対象期間は2024年12月10日～2025年6月9日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

#### 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

また、当ファンドの募集の取扱いが登録金融機関による金融商品仲介により成立した場合は、当該登録金融機関は当社がお客様よりいただいた購入時手数料および販売会社として配分を受けた信託報酬のそれぞれ一定割合を受領いたします。

## このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

#### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

#### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

#### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

#### ○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

[<総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)]

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

[<お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)]

#### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

[特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター]

[0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)]

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことです、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

#### 【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

ファンドの名称について、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(野村SMA向け)」、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(野村SMA向け)」をそれぞれ「ゴールドマン・サックス世界債券A SMA」、「ゴールドマン・サックス世界債券 B SMA」と略す場合があります。